省　　令

○総務省令第六十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月五日

総務大臣　寺田　稔

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（混信防止機能） **第九条の四**　法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。 ［一～九　略］ 十　超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定するものをいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能 イ　施行規則第四条の四第二項第二号(1)㈠及び同号(2)に掲げるもの（ロ及びハに掲げるものを除く。）については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能 ［ロ・ハ　略］ ニ　施行規則第四条の四第二項第二号(1)㈡に掲げるものについては、施行規則第六条の二第五号に規定する機能 ［十一・十二　略］ （特定小電力無線局の無線設備） **第四十九条の十四**　特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。 ［一～六　略］ 七　九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するもの（前号に規定するものを除く。） ［イ・ロ　略］ ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ヘにおいて同じ。）を使用するものであること。ただし、キャリアセンスを備え付けるものについては、同時使用可能な最大チャネル数は、二〇とする。 ［ニ～ヘ　略］ ［八～十五　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（混信防止機能） **第九条の四**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　［同上］ イ　施行規則第四条の四第二項第二号(1)㈠に掲げるものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能 ［ロ・ハ　同上］ ニ　二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第五号に規定する機能 ［十一・十二　同上］ （特定小電力無線局の無線設備） **第四十九条の十四**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ヘにおいて同じ。）を使用するものであること。ただし、キャリアセンスを備え付けるものについては、同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。 ［ニ～ヘ　同上］ ［八～十五　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項及び第七十二条第一項（これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信